

第6回地区庶務担当理事連絡協議会

と き 平成23年10月26日(水)午後2時30分～

△久山副会長挨拶

冒頭、久山府医副会長は10月23日に行われた日医代議員会の状況を報告。定款施行細則の一部改正により、日医会長選挙での当選の条件が「有効投票総数の3分の1以上の得票」から、「有効投票総数の2分の1以上の得票」に変更になったことを示した上で「妥当な変更である」と考えを示した。

次に診療報酬改定に関する日医の動向について、「被災地では施設基準変更等への対応が困難などの理由により全面改定ではなく部分改定として、14の不合理項目の是正を求めていくようだ」と報告。一方で、野田総理(当時財務大臣)の「医療費のマイナス改定はない」との発言はあるものの、財源が明確でなく、プラスもないだろうとの見通しを示すとともに、前回の改定で大きな格差があった大病院と中小病院・診療所の診療報酬の是正など、今後の議論を注視する姿勢を示した。

また受診時定額負担反対の署名運動については、JAがTPP反対署名を1800万筆集めたことを挙げ「受診時定額負担の導入は軽医療免責制へつながる危険性が高い。各地区の総計で601,00人分という数字目標を立てたが、決して大きな目標ではなく、これを全国で集め、何としても阻止しなければならない」と強い意気込みを示し、協力を求めた。

最後にTPP問題にも触れ、イエスかノーの二極化された議論しかなされていない現状に危機感を感じているとした上で、マスコミが焦点を当てる農業の問題だけでなく、金融や資本の問題も非常に危険であり、医療への市場原理導入が皆保険制度の空洞化につながりかねないと危惧を示した。

△報告ならびに協議事項

1. 京都府医師会会長・代議員等の選挙について(城守理事)

平成24年3月31日で任期満了を迎える府医会長、府医選管、地区選管および平成24年1月31日で任期満了を迎える府医代議員・予備代議員における選出方法、選挙日程、定数等について説明した。

また、府医代議員・予備代議員については、府医役員・裁定委員・府医選管・府医予備選管・地区選管・地区予備選管との兼任ができないことから、立候補の際の注意を呼びかけた。

2. 最近の中央情勢について(坂東理事)

受診時定額負担の導入やTPPへの参加をめぐる問題を中心に、9月下旬から10月中旬にかけての社会・医療保険状況ならびに10月23日に行われた日医臨時代議員会の状況について説明した。

3. 受診時定額負担反対の署名運動について(内田理事)

受診時定額負担について、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものであるとして、反対の署名運動への協力を求めた。署名運動にあたり、患者への説明の難しさが懸念されるが、

1回の受診時の負担が増えることを強調して理解を得るよう呼びかけた。特に乳幼児の場合は、現在月初の受診時に200円、以後負担なしで受診できているが、今後受診の度に負担を強いられることになる可能性があるとして、断固阻止の考えを改めて強調した。

また、反対署名の目標数（診療所250名、病院500名として算出）を示し、11月24日までに地区で取りまとめ、府医へ提出いただきたいと依頼した。（京都医報10月15日号参照）

4. 医政懇談会の開催について（内田理事）

10月11日に足利聖治氏（社会保険診療報酬支払基金専務理事）を招聘して行われた医政懇談会は大変盛会であったことを報告するとともに、第2弾として11月19日に学習院大学経済学部教授の遠藤久夫氏（社会保障審議会医療保険部会部会長）を招聘し、「社会保障改革と今後の医療環境」と題してご講演いただく予定であることを紹介。若手の医師にも興味を持っていただける内容であることから、地区での参加の呼びかけを依頼した。（京都医報10月15日号参照）

5. 麻薬免許更新申請について（内田理事）

麻薬免許の更新申請について、府医で一括申請の受付は終了したが、行政へ届出する場合の締切りが10月28日であることを示し、未提出者は至急申請していただくよう呼びかけた。（窓口＝京都市内は京都府庁薬務課、京都市外は所轄保健所）

また、更新申請手続きを忘れていた場合は、単なる失念であっても、麻薬及び向精神薬取締法違反となることから、申請忘れにならないよう注意喚起した。

6. 府医指定学校医制度更新について（柏井理事）

平成24年4月が府医指定学校医制度の更新時期であること示すとともに、更新の手続きについて説明。まず、該当者約800名のうち、およそ半数の京都市立学校の学校医は京都市学校医会の協力により自動更新となっているとした上で、その他の学校医については3月末に府医から各学校医にDMを送付する予定であり、更新期間中（4月1日～5月31日）に地区で取りまとめて、府医へ更新申請をしていただきたいと要請した。

また、更新条件（3年間で3単位以上）を満たしていない場合は、今後予定している研修会や各学校にて開催される学校保健委員会・学校保健会議への出席により単位を取得するよう周知を依頼した。

7. 京都府医師会の団体所得補償保険について（橋本理事）

新型インフルエンザ流行時に多数の要望を受けて創設された「団体所得補償保険」について、平成24年1月1日からの加入受付（申込期限：12月12日）を行っていることを紹介。免責期間がなく、休業1日目から補償される保険であることを強調し、多数の加入を呼びかけた。また、1月1日の加入に間に合わない場合でも、毎月10日までの申込で翌月1日の加入が可能であると説明し、詳細はケーエムエーに問い合わせをいただきたいたとした。

8. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

11月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し、積極的な参加を呼びかけた。

9. その他

(1) KMCC開設記念フォーラムについて（上田理事）

と き 11月13日（日）13:30～17:00

ところ 京都府立医科大学 図書館ホール

以前から医師不足・偏在問題への対応に取り組んできた京都府医療対策協議会をさらに発展させ、オール京都の体制で医師のキャリア形成支援等を通して医師確保など地域医療の安定的な確保に取り組むために、本年6月に『京都府地域医療支援センター（KMCC：Kyoto Medical Carrier support Center）』が設置されたと発足の経緯を説明。

上記の日程で、開設記念フォーラムを開催することを紹介し、多数の参加を呼びかけた。

(2) DVに関するパンフレット配布について（藤田理事）

京都府・京都市のパンフレットを配布し、11月12日～11月25日は「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」であること、それに伴い府内・市内で行われるシンポジウム等を紹介し、地区での周知を依頼した。

(3) RSウイルス抗原の検査における診療報酬の算定方法の一部改正について（藤田理事）

10月17日付でRSウイルス抗原検査が従来の「入院中の患者」に加え、「乳児」と「パリーブズマブ製剤の適用となる患者」が外来での保険診療として適用されたことを報告。

「乳児」については、法律で1歳未満とされているが、今回の場合、必ずしも1歳未満を指すわけではないと説明し、各都道府県での審査の裁量に任される部分があるだろうとの見通しを示すとともに、今後出されることが予想される通知を注視するとした。

地区からは、「回数の制限はあるのか」との質問があり、藤田府医理事は「1回は確実だが、2回目以降は未だ不明」とし、今後通知があれば追って説明するとした。